

## 【問1】正解3 意思能力・行為能力

### 1 誤り。

法律行為(契約)の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為(契約)は、無効です。この場合、その者が後見開始の審判を受けていなくても、その法律行為(契約)は無効です(民法3条の2)。

### 2 誤り。

保佐人は、被保佐人の一定の行為に対する同意権と取消権を持っています。そして、家庭裁判所は、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に「代理権」を付与する旨の審判をすることができます(13条、120条、876条の4)。

### 3 正しい。

本人以外の者の請求により、補助開始の審判をするためには、本人の同意が必要です(15条2項)。

### 4 誤り。

成年後見人は、成年被後見人に代わって、その「居住の用に供する建物またはその敷地」について、売却・賃貸・賃貸借の解除・抵権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければなりません。本肢の「成年被後見人が所有する倉庫」は、「居住の用に供する建物またはその敷地」に該当しないため、それについて第三者との賃貸借契約の解除をする場合には、家庭裁判所の許可は不要です(859条の3)。

## 【問2】正解4 制限行為能力者制度

### 1 正しい。

後見開始の審判は、本人、配者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人または検察官の請求によりすることができます。したがって、未成年後見人も、自ら後見する未成年者について、後見開始の審判の請求をすることができます(民法7条)。

### 2 正しい。

未成年者は、単に権利を得、または義務を免れる法律行為をする場合には、法定代理人の同意を得る必要がありません。そして、負担のない贈与を受ける契約は、単に権利を得る法律行為なので、法定代理人の同意は不要です。しかし、負担付贈与を受ける契約は、単に権利を得る法律行為ではないので、法定代理人の同意が必要です(5条1項)。

### 3 正しい。

法定代理人から営業を許可された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有します。しかし、本肢の未成年者は、古着の仕入販売に関する営業を許可されているだけですから、営業を許可されていない不動産の賃貸については、成年者

## 直前対策 第1回 解答・解説

(有)拓明館

と同一の行為能力を有せず、法定代理人の同意が必要となります(6条1項)。

4 誤り。成年被後見人が行った法律行為(契約)は、取り消すことができます。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為は、取り消すことができません(9条)。

### 【問3】正解2 制限行為能力者制度

1 正しい。

被保佐人は、不動産の売買など一定の重要な財産上の取引をする場合には、保佐人の同意を得なければなりません。しかし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、保佐人の同意を得る必要がありません(民法13条1項、9条ただし書)。

2 誤り。

被保佐人は、贈与、和解、仲裁合意をする場合には、保佐人の同意を得なければなりません。また、贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄する場合や、負担付贈与の申込みを承諾し、または負担付遺贈を承認する場合にも、保佐人の同意を得なければなりません(13条1項5号・7号)。

3 正しい。

被補助人は、原則として、単独で法律行為を行うことができますが、家庭裁判所から補助人の同意を要する旨の審判を受けた特定の法律行為を行う場合には、補助人の同意を得なければなりません(17条1項)。

4 正しい。

制限行為能力者が、行為能力者であると相手方にじさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができません。そして、自分が行為能力者であると相手方にじさせようとした場合だけでなく、保護者の同意を得たと言じさせようとした場合にも、この規定が適用されます(21条、判例)。

### 【問4】正解4 意思表示等

1 正しい。

意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生じます。そして、相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされます(民法97条1項・2項)。

2 正しい。

公の秩序または善良の風俗に反する法律行為は無効となります。この無効は、善意の第三者にも対抗することができます(90条)。

3 正しい。

意思表示は、表意者がその真意ではないことを知って行ったときでも、有効です。ただし、相手方が、その意思表示が表意者の真意ではないことを知り(悪意の場合)、または知ることができたとき(有過失の場合)は、その意思表示は無効となります。本肢では、相

## 直前対策 第1回 解答・解説

(有)拓明館

手方Bが悪意なので、Aの意思表示は無効です(93条1項)。

### 4 誤り。

通謀虚係表示における「第三者」には、転得者も含まれます。したがって、Cが悪意であっても、転得者Dが善意であれば、Aは、AB間の甲土地の売買契約が無効である旨をDに対抗することはできません(94条2項、判例)。

## 【問5】正解2 意思表示

### 1 誤り。

相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効です。しかし、この無効は、善意の第三者に対抗することができません。そして、この善意の第三者は、登記を備えていなくても、保護されます。したがって、Aは、善意のCが登記を備えていなくても、AB間の甲土地の売買契約が無効であることをCに対抗することはできません(民法94条2項、判例)。

### 2 正しい。

相手方と通じてした虚係の意思表示は無効ですが、この無効は、善意の「第三者」に対抗することができません。そして、この「第三者」とは、虚係表示の当事者およびその一般承継人以外の者であって、虚表示の外形を基礎として、新たに独立した法律上の利害関係を有するに至った者をいいます。そして、通謀虚表示により譲り受けた目的物を差し押さえた者は、新たに独立した法律上の利害関係を有するに至った者といえるので、この「第三者」に該当します。したがって、Aは、当該売買契約が無効である旨をCに主張することができません(94条2項、判例)。

### 3 誤り。

土地の仮装譲受人が、その土地上に建物を建てた場合に、その建物を賃借した者は、仮装譲渡された土地については新たに独立した法律上の利害関係を有するに至った者とはいえないので、通謀虚表示における「第三者」に該当しません。したがって、Aは、当該売買契約が無効である旨をCに主張することができます(94条2項、判例)。

### 4 誤り。

通謀虚表示において善意の第三者が生じた後は、その後の転得者が悪意であっても、その転得者は、善意の第三者の地位を承継し、保護されます。したがって、Aは、AB間の売買契約が無効である旨をDに主張することができません(94条2項、判例)。

## 【問6】正解1 意思表示

### 1 正しい。

意思表示は、意思表示に対応する意思を欠く錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができます。この場合、錯誤が表意者の重大な過失によるものであっても、相手方が表意者に錯誤があることを知り、または重大な過失によって知らなかったときは、その意

## 直前対策 第1回 解答・解説

(有)拓明館

意思表示を取り消すことができます(民法95条1項1号・3項1号)。

### 2 誤り。

意思表示は、表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づくものである場合には、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、取り消すことができます。そして、この表示は黙示的なものでもよいので、Aは売買契約を取り消すことができます(95条2項)。

### 3 誤り。

錯誤によって取り消すことができる行為は、錯誤による意思表示をした者またはその代理人もしくは承継人に限り、取り消すことができます。したがって、相手方Bは、Aの錯誤を理由に、AB間の甲土地の売買契約を取り消すことはできません(120条2項)。

### 4 誤り。

錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができます。しかし、第三者Cには過失があるので、Aは、錯誤によるAB間の甲土地の売買契約の取消しを、Cに対抗することができます(95条4項)。

## 【問7】正解3 意思表示

### 1 誤り。

詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができます。しかし、本肢のCには過失があるので、Aは、詐欺による意思表示の取消しをCに対抗することができます。したがって、Aは、Cに対して甲土地の返還を請求することができます(民法96条1項・3項)。

### 2 誤り。

強迫による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者にも対抗することができます。したがって、Aは、Bによる強迫を理由にAB間の甲土地の売買契約を取り消した場合には、Cが善意無過失であっても、Cに対して甲土地の返還を請求することができます(96条1項・3項参照)。

### 3 正しい。

相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合には、相手方がその事実を知り(悪意の場合)、または知ることができたとき(有過失の場合)に限り、その意思表示を取り消すことができます。本肢では、相手方Bに過失があるので、Aは、Cによる詐欺を理由にAB間の甲土地の売買契約を取り消すことができます(96条2項)。

### 4 誤り。

相手方に対する意思表示について第三者が強迫を行った場合には、相手方が善意無過失であっても、その意思表示を取り消すことができます。したがって、Aは、Cによる強迫を理由にAB間の甲土地の売買契約を取り消すことができます(96条1項・2項参照)。

## 【問8】正解2 共有

### 1 誤り。

共有者の一人が共有物について他の共有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行使することができます(民法254条)。

### 2 正しい。

各共有者は、共有物の全部について、その「持分に応じた使用」をすることができます。そして、共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の「持分を超える使用」の対価を償還する義務を負います(249条1項・2項)。

### 3 誤り。

各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更(その形状または効用の著しい変更を伴わないものを除く)を加えることができません。なお、形状または効用の著しい変更を伴わない共有物の変更は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決します(251条1項、252条1項)。

### 4 誤り。

共有物の不法占拠者に対する妨害排除の請求は、「保存行為」に該当します。そして、保存行為は、各共有者が、単独で行うことができます(252条5項、判例)。

## 【問9】正解2 共有

### 1 正しい。

共有者は、「善良な管理者の注意」をもって、共有物の使用をしなければなりません。共有物は、自己の単独所有物ではないので、共有者は善管注意義務を負うのです(民法249条3項)。

### 2 誤り。

共有物を目的とする賃貸借契約の解除は、共有物の「管理に関する事項」に該当するので、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決します。したがって、共有者全員の同意が必要なのではありません(252条1項、判例)。

### 3 正しい。

共有物の分割について共有者間に協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、その分割を裁判所に請求することができます(258条1項)。

### 4 正しい。

共有物を不法占有されたことにより損害が生じ、その賠償を請求する場合、各共有者は、自己の持分についてのみ、損害賠償請求をすることができます。したがって、Aは、単独で、Dに対して、Dの不法占有によってA、BおよびCに生じた損害額の全額の賠償を請求することはできません(252条1項・5項、判例)。

## 直前対策 第1回 解答・解説

(有)拓明館

### 【問10】正解4 共有

#### 1 誤り。

各共有者は、他の共有者の同意を得ずに、自己の有する持分権を自由に譲渡することができます。持分権自体は各自が単独で有する権利だからです。なお、共有物全部の譲渡は、共有物の変更(処分行為)に該当するため、共有者全員の同意が必要となります(民法206条、251条1項)。

#### 2 誤り。

共有者の一人がその持分を放棄したときは、その持分は他の共有者に帰属します。したがって、Aが、自己の持分を放棄した場合には、その持分は、国庫ではなく、Bに帰属します(255条)。

#### 3 誤り。

各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができますが、5年を超えない期間内は、分割をしない旨の特約をすることができます。そして、この不分制特約は、5年を超えない範囲内で、更新することができます(256条)。

#### 4 正しい。

共有物の管理者が共有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請求により、当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができます(252条の2第2項)。